

平成20年鳥取県人事委員会勧告について

H20.10.6

項目	概要	備考
1 勧告・報告の概要		
(1)民間との較差		
ア 月例給	<p><行政職> ①民間給与： 345,493円 ②職員給与： 357,057円 ③較差(①-②)：△11,564円(△3.24%)</p>	<p>【国の較差】 ①民間給与： 387,642円 ②公務員給与： 387,506円 ③較差(①-②)：+136円(0.04%)</p>
イ 特別給(ボーナス)	<p>①民間支給月数(年間) 4.02月分 ②職員支給月数(年間) 4.05月分 ③較差(①-②) △0.03月分</p>	<p>【国の較差】 ①民間支給月数： 4.50月分 ②公務員支給月数： 4.50月分 ③較差(①-②)： 0.00月分</p>
(2)給与の改定	<p>①給料表：平成19年の国の俸給表に準じて給料表を改定し、改定後の全給料表・全号給について公民較差を考慮した引下げ率を乗じて引下げ(△3.5%) 給与構造改革等による経過措置額についても同様に引下げ ②初任給調整手当：医師に対する手当を引上げ ③管理職手当：公民較差を考慮した引下げ率を乗じて引下げ(△3.5%) ④期末手当：△0.03月分(期末・勤勉手当合計4.05月分→4.02月分) ⑤地域手当：H21年度の支給割合を改定 ⑥教員給与の改定：副校長、主幹教諭の職を設置する方向で準備を進めるよう決定したことに伴い、給料表を現行の4級制から5級制に改める。 ※実施時期：①～④ →改正条例公布日の翌月 ⑤、⑥ →H21.4.1</p>	<p>【国の改定】 ①俸給表：据え置き ②初任給調整手当：医師に対する手当を引上げ ③期末・勤勉手当等：据え置き(4.50月分) ④地域手当：H21年度の支給割合を改定 ⑤本府省業務調整手当の新設 ※実施時期：②、④、⑤ →H21.4.1</p>
(3)勤務時間の改定	<p>職員の勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に改定 ※実施時期：H21.4.1</p>	<p>【国の改定】 職員の勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に改定</p>
(4)その他の課題	<p>①教育職給料表(1)と教育職給料表(2)を現在の教育職給料表(2)の水準を基本として統一する。 ②義務教育等教員特別手当：廃止を含めた検討 ③教職調整額：国の動向を引き続き注視 ④適用給料表の見直し：学校教育法に定める学校以外の機関に勤務する職員、文化財主事及び試験研究機関において研究業務に従事する職員における適用給料表の在り方について検討</p>	<p>【国の報告】 ①住居手当：来年度に向けて自宅に係る手当の廃止を検討、高額家賃負担職員の実情を踏まえ借家借間に係る手当の検討 ②単身赴任手当：経済的負担の実情、民間の同種手当の支給状況を考慮して改善を検討 ③非常勤職員の給与：各庁の長が給与を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定</p>

項 目	概 要	備 考
2 勧告の影響		
(1)月額の影響	<p><行政職> ①現 行：356,698円 ②改定額：△11,405円 (△3.2%) ③改定後：345,293円 ※ △11,405円の内訳 〔 給料月額：△11,089円 管理職手当：△299円 はねかえり：△17円 (地域手当)</p>	
(2)H20年度中の年収の影響額	<p>○H21.1.1から実施した場合を想定 <行政職> ①改定前：5,729,492円 ②影響額：△34,217円 (△0.6%) ③改定後：5,695,275円 【モデルによる年間給与の影響：40歳係長 (配偶者、子2人)】 ○H21.1.1から実施した場合を想定 (給料月額改定の影響) <行政職> ①改定前：5,508,145円 ②影響額：△33,369円 ③改定後：5,474,776円</p>	
(3)H20年度の影響額 (勧告対象者全体)	<p>○H21.1.1から実施した場合を想定 合計：△435,154,209円 〔 給料月額：△372,034,545円 管理職手当：△6,696,300円 義務教育等教員特別手当：△48,909,900円 はねかえり：△7,513,464円 〔 教職調整額：△7,147,605円 地域手当：△311,226円 へき地手当：△54,633円</p>	
(4)H21年度中の年収の影響額	<p>○昇給がなかったと仮定した場合を想定 <行政職> ①改定前：5,729,492円 ②影響額：△195,085円 (△3.4%) ③改定後：5,534,407円 【モデルによる年間給与の影響：40歳係長 (配偶者、子2人)】 ○昇給がなかったと仮定した場合を想定 (給料月額及び期末手当支給月数改定の影響) <行政職> ①改定前：5,508,145円 ②影響額：△191,142円 ③改定後：5,317,003円</p>	

項目	概要	備考
(5)H21年度の影響額 (勧告対象者全体)	<p>○昇給がなかったと仮定した場合を想定 合計：△2,382,801,564円</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料月額 : △1,488,138,180円 管理職手当 : △26,785,200円 義務教育等教員特別手当 : △195,639,600円 期末手当制度変更部分 : △119,819,055円 はねかえり : △552,419,529円 教職調整額 : △28,590,420円 地域手当 : △1,244,904円 へき地手当 : △218,532円 期末手当 : △335,683,662円 勤勉手当 : △186,682,011円 	
3 考え方		
(1)月例給の改定	<p>①給料表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務への有能な人材の確保面で憂慮すべき事態にあること ・職員の職務執行に対する高い士気の確保 ・労働基本権制約の代償措置であること ・国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡に配慮する必要があること <p>等を考慮しても、なお、地域民間給与との較差は大きく、民間賃金をできる限り考慮することが強く求められていることから減額することとする。</p> <p>②初任給調整手当 医師の人材確保上重要であるため、国に準じて手当を増額。</p> <p>③管理職手当 ①と同様の考え方により手当を減額。</p>	
(2)期末手当の改定	職員の支給月数が民間の支給月数を上回っており、均衡を図るため、0.03月分引き下げる。 (2.60月分→2.57月分)	【期末・勤勉手当の支給月数の合計】 4.05月分→4.02月分
(3)地域手当の改定	給与構造改革の段階的な実施のため、H21年度の支給率を人事院報告に準じて改定。	
(4)教員の新たな職の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法等の改正に伴い、副校長、主幹教諭等の職を高等学校等に置くことができることとされた。 ・今般、鳥取県教育委員会では、「副校長」及び「主幹教諭」の職を平成21年4月から設置する方向で準備を進めるよう決定したことに伴い、これらの職に対する適切な処遇の確保を図るため、現行の4級制を5級制に改め、主幹教諭を現行の教頭(3級)と教諭(2級)の間に新たに設け、職務の級を特2級とする。 ・副校長については、職務・職責を考慮して、教頭と同じ職務の級(3級)とする。 	

項 目	概 要	備 考
(5) 教員の給料表の一本化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の教員に適用されている教育職給料表（１）と小中学校教員に適用されている教育職給料表（２）について、２つに分けておく必要性はなくなってきたのではないかと、いう県議会等においての指摘を受け、その在り方について検討してきた。 ・かつては教員の免許制度の違い、在職者の学歴の相違などから給料表が２つに分けられ、それぞれ水準に違いがあった経緯について検証を行ったが、今後も給料表を２つに分けておくほど職務の困難性に差異が認められないこと、人事管理上の合理性を考慮し、給料表を速やかに統一する必要がある。 ・教員の給料は、行政職員に比べ高水準に設定されており、さらに高校の教員の給与水準は、小中学校の教員に比べ高いものとされていた。高校の教員の給与水準を小中学校の教員に比べて高く設定しておく合理的な理由も見出せなかったことから、統一に際しては、現行の教育職給料表（２）の水準を基本とすることとする。 	
(6) 義務教育等教員特別手当の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・教員に特有の手当等の中には、能力や実績にかかわらず一律に支給される性格の手当等があり、手当創設時からの状況の変化により、その意義の薄れてきたものも見られ、本県においては近年各種の見直しを行ってきたところである。 ・一律に支給される諸手当のうち、教員給与の優遇措置として導入され、小、中、高等学校等の教員に一律に支給されている義務教育等教員特別手当については、教員給与にメリハリをつける観点から、国においては廃止を含めて検討し、その財源をメリハリある給料や諸手当の充実のために活用することを検討するとされている。 ・本県においても事情は同様であり、この手当等についての国の動向を注視するとともに、他の都道府県の見直しの状況を踏まえ、廃止を含めて所要の見直しを行うことが必要。 	
(7) その他の教員給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・教職調整額をはじめとしたその他の手当等についても国の動向を引き続き注視。 	
(8) 適用給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①教育職給料表適用者の見直し 保育専門学院、看護専門学校の教務職員、教育委員会事務局等の文化財主事には、現在教育職給料表が適用されているが、教育職給料表を今後も適用することについて検討が必要。 ②研究職給料表適用者の見直し 現在試験研究機関の研究員等へ研究職給料表が適用されているが、研究職給料表を今後も適用することについて検討が必要。 	
(9) 勤務時間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院が民間企業の所定労働時間の調査結果を踏まえ、公務能率の一層の向上に努めることにより、行政サービスや行政コストに影響を与えることなく、勤務時間の短縮を行うことが可能であるとして、勤務時間の短縮を実施するよう勧告を行った。 ・地方公務員の勤務時間は地方公務員法第24条第5項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされていることから、平成21年4月1日から職員の勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に改定することが適当と判断。 	